

FATF第4次対日審査結果と 外為法における対応

令和3年11月16日

財務省国際局



FATF相互審査について

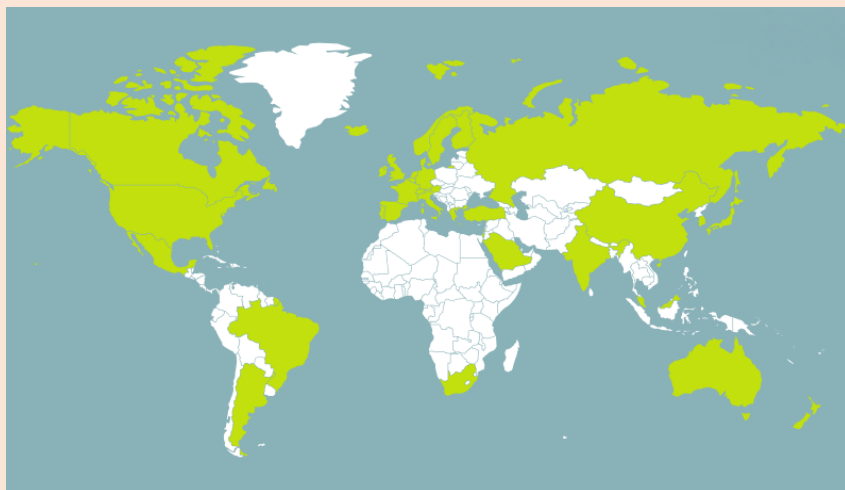
金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

（注）大量破壊兵器の拡散にかかる金融措置



FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①アジア太平洋
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州

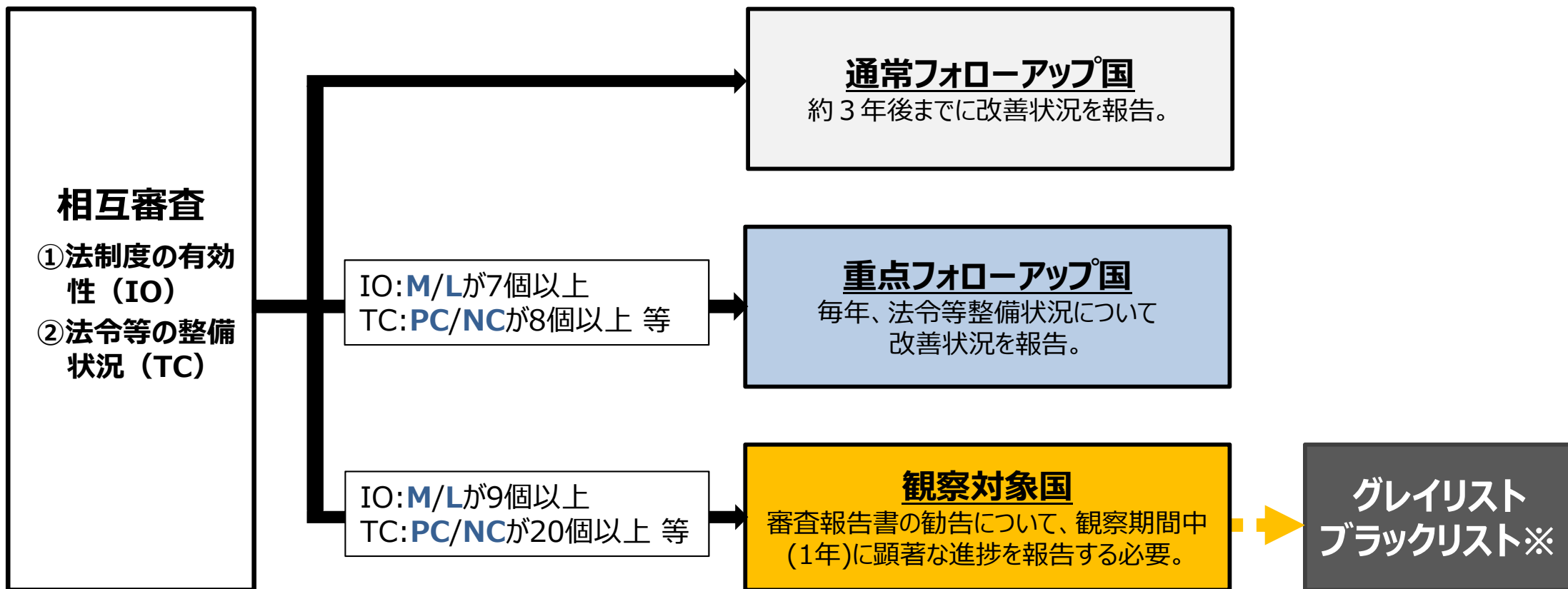
※第四次相互審査が終了しているのはFSRBも含めると118か国。
審査結果は、通常フォローアップが17か国、重点フォローアップが41か国、観察対象国が60か国。

※2021年10月末時点でブラックリストは北朝鮮、イランの2か国。
グレイリストは23か国。

FATF相互審査について

- FATF基準の履行を担保するため、下記の2つについて相互審査を実施。
 - ①法制度の有効性 (IO: Immediate Outcome、11項目): 評価が高い方から H → S → M → L (注1)の4段階評価
 - ②法令等の整備状況 (TC: Technical Compliance、40項目): 評価が高い方から C → LC → PC → NC (注2)の4段階評価
- 日本に対する相互審査は今回で4回目 (今回は2008年)。

相互審査の結果に応じ、以下のいずれかに分類される。



(注1) H:High, S:Substantial, M:Moderate, L:Low

(注2) C:Compliant, LC:Largely-Compliant, PC:Partially-Compliant, NC:Non-Compliant

※現状、ブラックリストは北朝鮮、イランのみ。

FATF対日相互審査の結果

○ FATF相互審査を受けた日本の評価は、全体として「重点フォローアップ国」との結論。

①法制度の有効性（IO、11項目）：Hが0項目、Sが3項目、**Mが8項目**、**Lが0項目**

②法令等の整備状況（TC、40項目）：Cが4項目、LCが24項目、**PCが10項目**、**NCが1項目**

※評価対象外が1項目

◆FATF議長のステートメント（2021年6月25日、仮訳）※対日審査部分を抜粋

- FATFとAPG（アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ）が共同で行った、日本のマネロン・テロ資金対策に関する評価について議論を行った。
- 全体会合では、日本はマネロン・テロ資金対策の成果を上げていると結論づけられた。
- 日本は、マネロン・テロ資金リスクを理解・特定・評価していること、金融インテリジェンスを収集及び利用していること、国際的なパートナーと協力していること、について良い結果を示している。
- しかしながら、日本は、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネロン・テロ資金の捜査・訴追などの特定分野において優先的に取り組む必要がある。
- FATFは、審査報告書の質及び他国の報告書等との一貫性を確認したのち、当該報告書を8月に公表する予定。

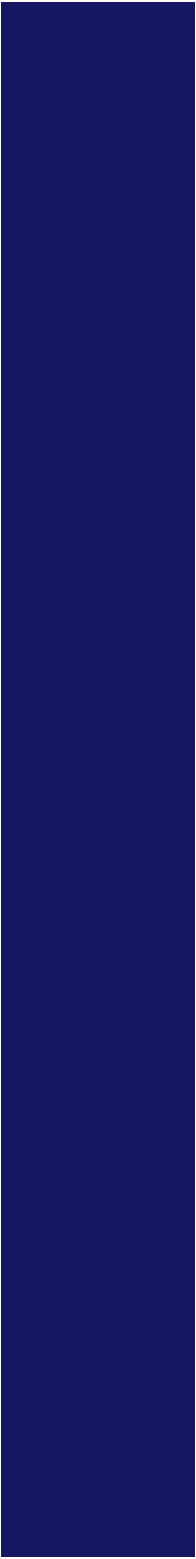
第4次審査を受けたFATF加盟国の結果

通常フォローアップ国	8か国	スペイン、 <u>イタリア</u> 、ポルトガル、イスラエル、 <u>英国</u> 、ギリシャ、香港、ロシア
重点フォローアップ国	19か国	ノルウェー、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、オーストリア、 <u>カナダ</u> 、シンガポール、スイス、 <u>米国</u> 、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、メキシコ、サウジアラビア、中国、フィンランド、韓国、ニュージーランド、 日本
観察対象国	3か国	アイスランド、トルコ、南アフリカ

(注1) 審査を実施した順番。下線付きはG7国。

(注2) 今後の審査予定国：フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、インド、ブラジル、アルゼンチン

- 政府は、国民の安全と安心を確保し、健全な経済を維持・発展させていくため、マネロン・テロ資金供与対策に係る法令や金融機関向けのガイドラインの整備等、様々な施策を講じてきたところです。
また、他の先進国や国際機関と連携し、途上国のマネロン・テロ資金供与対策の取組を支援してきました。
- しかし、マネロン等の犯罪は、近年、複雑化・グローバル化しており、日本の対策も、国内外の動向を踏まえながら不断の見直しを行っていくことが必要です。これは、成長戦略で掲げる「世界に開かれた国際金融センター」を実現していく上でも不可欠です。
- こうした中、本日（8月30日）、金融活動作業部会（FATF）より、第4次対日審査報告書が公表されました。
報告書では、日本につきまして、国際協力等の分野で良い結果を示しているとされ、マネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとして、「重点フォローアップ国」との結論になりました。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督や、マネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等に優先的に取り組むべきとされました。
- 今般、報告書の公表を契機として、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後3年間の行動計画を策定しました。今後、行動計画を踏まえ、取組の進捗を定期的にフォローアップしていきます。
- 引き続き、国民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現するとともに、ポストコロナの持続的な経済成長に貢献してまいります。

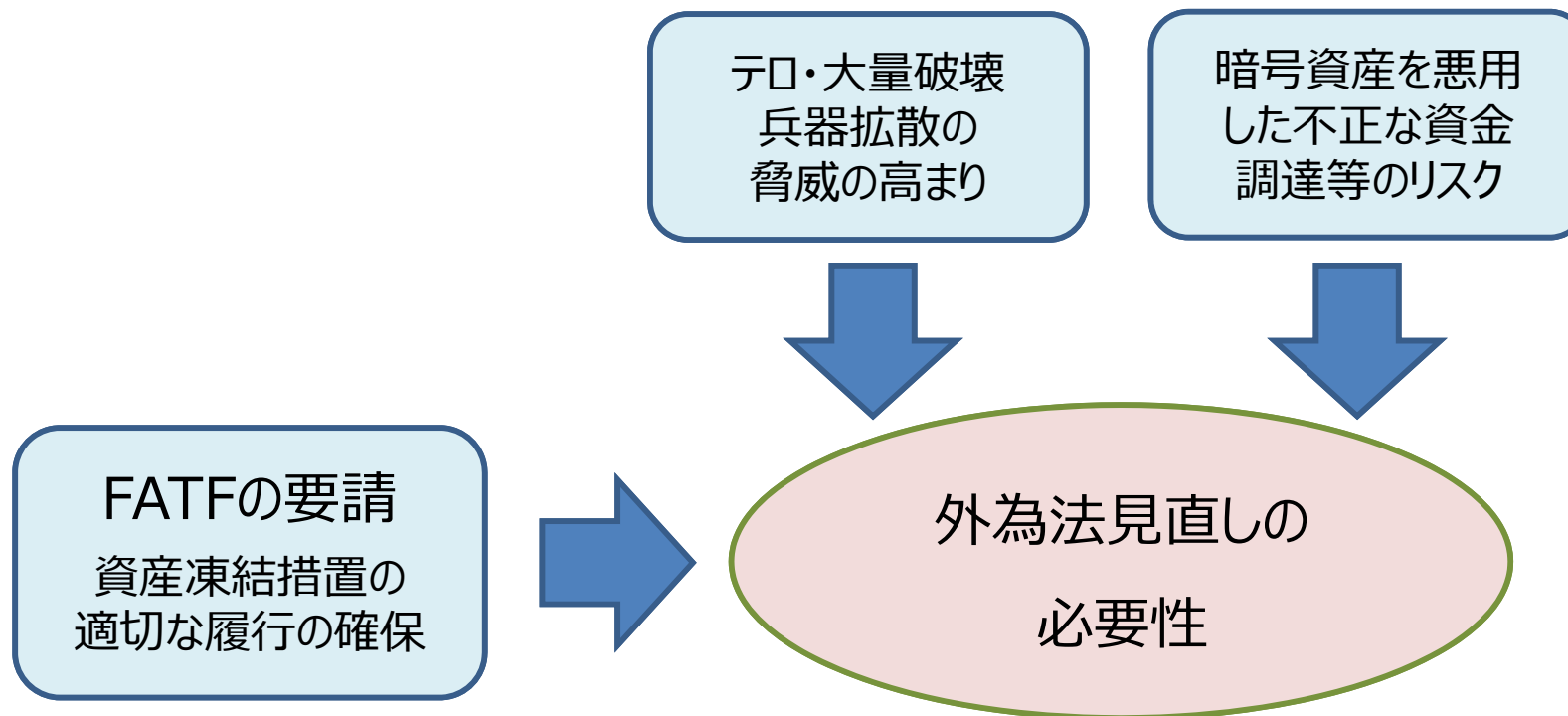


FATF勧告を踏まえた 外為法の見直し

背景

- 北朝鮮の核・ミサイル開発の進展やアフガニスタン情勢の悪化等により、テロや大量破壊兵器の拡散防止は、日本のみならず、国際社会において喫緊の課題。
- また、ブロックチェーン技術の発展により、匿名性の高い暗号資産を悪用した不正な資金調達等のリスクが顕在化。
- こうした脅威やリスクが高まる中、FATFは、国連安保理決議に基づく資産凍結措置の適切な履行の確保を勧告。また、FATF第4次対日審査では、銀行等や暗号資産交換業者がFATF基準に従い、資産凍結措置に係る義務を果たせるよう、日本の制裁枠組みにおける義務を明確化すべきと指摘。

→ 外為法の見直しを検討



見直しの方向性（1）

1. 暗号資産取引を外為法上の資本取引規制の対象に追加

国連安保理決議に基づく資産凍結措置は、制裁対象者のあらゆる資産（暗号資産を含む）の凍結を各国に要請している。

【見直しの方向性】

銀行等の預金取引等と同様に、居住者と非居住者との間の暗号資産に関する取引（管理・貸付・売買）を資本取引規制の対象とし、資産凍結措置を可能とすることを検討。

2. 暗号資産交換業者の確認義務

2019年6月に改訂されたFATF勧告は、制裁対象者への資金その他資産の流れを遅滞なく止めることについて、銀行等に加えて暗号資産交換業者に対しても要請。

外為法上、銀行等が取扱う顧客の送金については、制裁対象者に対する送金に該当しないことを確認する義務が課されているが、暗号資産交換業者が行う顧客の暗号資産の移転については、このような確認義務が課されていない。

【見直しの方向性】

暗号資産交換業者が行う顧客の暗号資産の移転について、制裁対象者に対する移転に該当しないことを確認する義務を課すことを検討。

見直しの方向性（２）

３．資産凍結措置遵守のための態勢整備義務

2020年10月に改訂されたFATF勧告は、大量破壊兵器の拡散に関与する者に対する資産凍結措置を事業者が適切に履行するため、その制裁の潜脱リスク（資産凍結措置の不履行や回避等のリスク）の評価やリスク低減措置を行うことを要請。

また、FATF第4次対日審査では、銀行等や暗号資産交換業者がFATF基準に従い、資産凍結措置に係る義務を果たせるよう、日本の制裁枠組みにおける義務を明確化すべきと指摘。

【見直しの方向性】

以下の見直しを検討。

- ・ 銀行等や暗号資産交換業者等による、資産凍結措置の適切な履行を確保するため、制裁潜脱リスクの評価を行うことや、その低減措置を講ずることを含めた遵守基準を定める。
- ・ 当局が、銀行等や暗号資産交換業者等による同基準の遵守状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じ、指導・助言や勧告・命令を行うことができるようにする。

（注）遵守基準の内容

①リスク評価の実施、②手順書（顧客管理、制裁対象者リストの作成・管理、顧客と制裁対象者リストの照合等）の作成・実施、③総括管理者の選任、④内部監査、等

參考資料

FATF第4次相互審査（IO:法制度の有効性）の結果

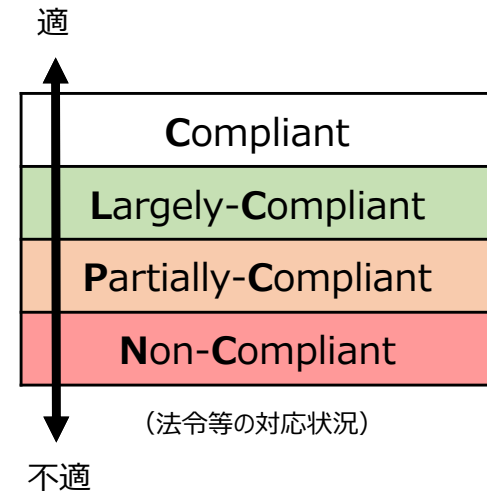
評価項目		評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S

評価項目		評価
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

FATF第4次相互審査（TC：法令等の整備状況）の結果

	内容	4次		内容	4次		内容	4次
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	18	金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
2	国内関係当局間の協力	PC	19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	36	国連諸文書の批准	LC
3	資金洗浄の犯罪化	LC	20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	37	法律上の相互援助、国際協力	LC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	21	内報禁止及び届出者の保護義務	C	38	法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC	22	DNFBPにおける顧客管理	PC	39	犯人引渡	LC
6	テロリストの資産凍結	PC	23	DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC
7	大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC	24	法人の実質的支配者	PC			
8	非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	25	法的取極の実質的支配	PC			
9	金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C	26	金融機関に対する監督義務	LC			
10	顧客管理	LC	27	監督当局の権限の確保	LC			
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	28	DNFBPに対する監督義務	PC			
12	PEP（重要な公的地位を有する者）	PC	29	FIUの設置義務	C			
13	コルレス銀行業務	LC	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C			
14	送金サービス提供者の規制	LC	31	捜査関係等資料の入手義務	LC			
15	新技術の悪用防止	LC	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC			
16	電信送金（送金人・受取人情報の通知義務）	LC	33	包括的統計の整備	LC			
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	34	ガイドラインの策定義務	LC			



※TC（Technical Compliance）：「法令等の整備状況」の審査

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画の概要

項目	具体的な対応	期限
①リスク評価及び政策会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 国のリスク評価書を刷新する。 	令和3年末
	<ul style="list-style-type: none"> 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置する。 	実施中
②金融機関等の監督強化	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等に対するリスクベースでの検査監督を強化する。 マネロン等対策に関する監督ガイドラインを更新・策定する。 	令和4年秋
③実質的支配者情報の透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記所が株式会社の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する。(令和4年1月～) 当該情報の一元管理に向けた検討を実施する。 	令和4年秋
④マネロン・テロ資金供与の捜査・訴追等	<ul style="list-style-type: none"> 組織的犯罪処罰法、テロ資金提供処罰法の法定刑等について検討し、所要の措置を講じる。 	令和4年夏
	<ul style="list-style-type: none"> マネロンの起訴率向上のためタスクフォースを設置、各種通達の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。 	令和4年秋
⑤資産凍結及びNPOの悪用防止	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取引の防止を含め、資産凍結措置の強化を執行する。 	令和4年秋
	<ul style="list-style-type: none"> NPOにかかるリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。 	令和4年春

外為法における資産凍結等の措置の概要

1. 資産凍結措置の発動要件

外為法では、以下の三要件のいずれかに該当する場合、資産凍結等の措置を講ずることができる。

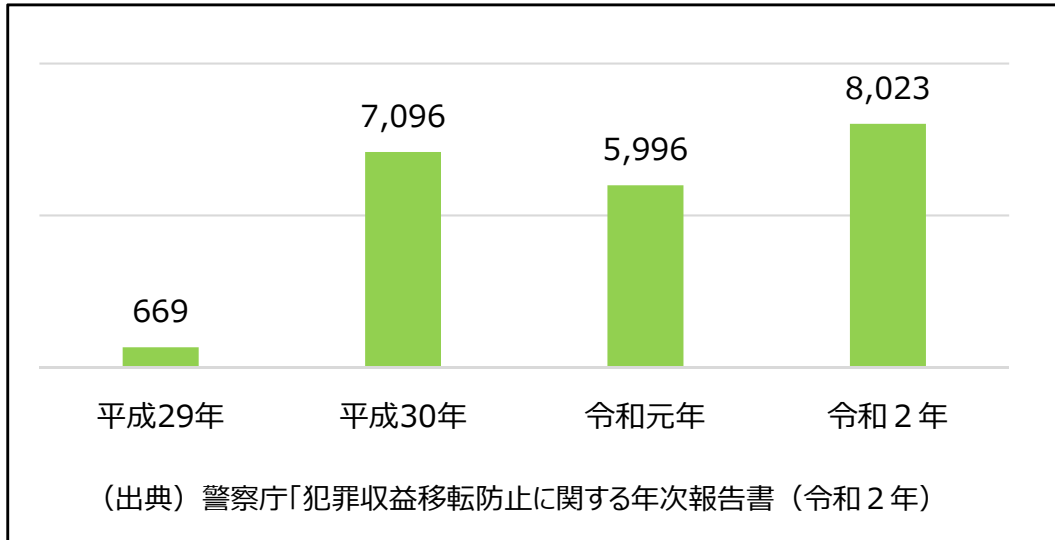
- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき
- ② 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき
- ③ 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとき

2. 主な措置内容

- **支払の許可制** (外為法第16条) ……日本から制裁対象者等に対する送金について、許可を受ける義務を課す
- **資本取引の許可制** (外為法第21条) ……制裁対象者の預金口座・信託口座からの引出し等について、許可を受ける義務を課す

暗号資産を巡る近年の動向

国内の暗号資産交換業者の疑わしい取引の届出件数



国連安保理専門家パネル最終報告書

○北朝鮮は、金融機関、暗号資産取引所等へのサイバー攻撃を継続し、暗号資産を窃盗してマネーロンダリング。

○2019～2020年11月の暗号資産の窃盗総額は、3億1640万ドル（約350億円）相当との情報。

(出典) 国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル2020最終報告書

暗号資産に関するFATFのレポート

○暗号資産が関係した犯罪の大半は、マネーロンダリングの前提犯罪、あるいはマネーロンダリング罪に集中。特に、犯罪者は金融制裁を逃れるため、またテロをサポートするために暗号資産を利用。

○近年では、プロフェッショナルなマネーロンダリングのネットワークが、犯罪収益の移転、収集等の手段の一つとして、暗号資産を悪用。

(出典) FATF “Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing” (September 2020)

○国家主体による制裁潜脱のために暗号資産を使った高度な不正活動も見られた。

(出典) FATF “Second 12-Month Review of Revised FATF Standards-Virtual Assets and VASPs”(July 2021)

米国FinCEN (注) によるレポート

○北米最大のパイプライン運営会社、米コロニアル・パイプラインは、本年5月、ハッカーに数百万ドルの「身代金」を支払った。

○本年1月から6月までの間68種類のランサムウェアを検知し、52億ドルものビットコイン取引が潜在的に身代金支払いに関わったのではないかと分析。

(出典) FinCEN “Financial Trend Analysis” (October 2021)

(注) FinCEN(Financial Crime Enforcement Network) : マネロン・テロ資金供与等の対策のため、金融取引の情報を収集・分析する米国財務省の部局